

網走市長 水谷 洋一 様

網走市のサケ・マスの遊漁に関する提言書

令和6年7月26日
網走市さけ・ます等遊漁対策検討委員会

はじめに

サケ・マスは網走市の地域産業を支えている重要な水産資源です。またサケ・マスは遊漁対象種としても人気があり、特に網走・斜里・ウトロ地域には毎年多くの人が訪れて釣りを楽しんでいます。

しかし近年、我が国におけるサケ・マス資源は最盛期の1／3以下に激減しています。そのため漁業者は持続的にサケ・マス資源を利用するため、孵化放流事業への経費負担に加え、漁期を設定したり定置網の設置場所や網の数についても厳格な規制を設けています。このような中で比較的資源が保たれている網走では釣り人の過度な集中や一部のモラルのない行動によって地域に以下の問題を引き起こしています。

1. ごみ、釣った魚の不法投棄
2. 釣り場確保のための「場所取り」による釣り人どうしのトラブル
3. 海浜域へのテントや小屋の長期設置
4. 決められた場所以外でのトイレ行為
5. 違法駐車や迷惑駐車による通行障害
6. 密漁行為
7. 私有地および危険箇所への侵入
8. レジャーの範囲を超えると思われるような大量に魚を釣る行為
9. ミニボートによる危険な遊漁

本委員会は漁業者をはじめ地域住民と釣り人のあいだにおけるトラブル解消や資源の持続可能な利用、そして誰もが楽しめる健全なサケ・マス遊漁の確立のため、以下のとおり提言します。

提 言

1. サケ・マス遊漁に関するルールを策定すること

釣り人に不法行為・違法行為を改めて認識してもらい、地域の理解のもと誰もが安心・安全に釣りを楽しむことができるようサケ・マス遊漁に関するルールを策定すべきです。

なお、ルールの策定にあたっては、釣り人にサケ・マス資源とその管理の現状を理解してもらい、サケ・マス資源を持続的かつ有効に活用することを意識した行動を求める内容にするべきです。

また、ルールは釣り人をはじめ誰にでもわかりやすい内容にするべきです。そしてルール策定後もそのルールが遵守されていることの確認や検証も行うべきです。

(1) コンプライアンスの徹底

釣り人が排出するごみや釣った魚の不法投棄、侵入禁止区域への侵入、海浜域におけるテントや小屋の常設、海浜域や漁港用地における場所取りなどの占用行為、私有地への侵入や決められた場所以外でのトイレ行為、河川や河口規制区域でのサケ・マス遊漁や違法漁具を用いた密漁行為、駐停車禁止区域とはなっていない箇所も含めた路上駐車などの不法行為・迷惑行為について防止対策を徹底するべきです。

(2) 釣り人の安全性の確保について

レジャーである遊漁は安全に配慮したうえで楽しむべきですが、一部の漁港等で防波堤や消波ブロックなどの侵入禁止区域に侵入する釣り人が後を絶たない状況となっています。また船舶検査や船舶免許が不要なミニボートは気象（風・波）に影響を受けやすく不安定であり転覆や救難事故が頻繁に発生しています。このため、海面でのミニボートによる遊漁を禁止するなど海難事故の未然防止対策を早急に講じるべきです。

(3) 資源の持続可能な利用について

サケ・マス資源の多くは孵化放流事業に支えられており、孵化放流事業経費についても基本的に漁業者が負担しています。ただ近年では、サケ・マス資源は激減しており、全国的に孵化放流に供するための親魚も不足する状況となっています。

また、漁業者は持続的に資源を利用するため、漁期を定めるとともに定置網の設置場所や網の数についても厳格な規制を設けています。

釣り人には、遊漁禁止区域等を厳守することを求めることがわせて上記活動の理解を促す対応を講じるべきです。また、河川に遡上する親魚保護の観点から使用する釣り竿の数や1日に捕獲できる尾数に決まりを設けるとともに、魚の大きさや雌雄などの入替えを目的としたリリースを行わないなど、持続的にサケ・マス資源を利用するための行動を求めるべきです。

(4) ルールの統一化について

サケ・マス遊漁に関するルールは、隣接する自治体毎に異なると釣り人の混乱を招きルールが遵守されないことや浸透されない可能性があります。まずは先行する「斜里海浜サケ・マス釣りルール」との整合性のとれるルールを策定するべきです。そしてできるだけ早い時期に近隣自治体とも連携し、オホーツク海沿岸でのサケ・マス遊漁に関する統一したルール（サケ・マス遊漁に関するオホーツク・スタンダード）を策定するべきです。

2. レジャーとしての釣り場環境の整備を検討すること

サケ・マス遊漁がレジャーとして楽しむためには釣り人のモラルやマナーの向上、ルールの策定と遵守が必要ですが、あわせて釣りを楽しむための環境の整備についても検討することが必要です。

(1) 駐車場の整備・ごみ排出の対策・トイレの対策について

サケ・マス遊漁が楽しめている釣り場には駐車スペースがない釣り場もあるため違法駐車や迷惑駐車が確認されています。そのため釣り場近くに居住する住民や操業している水産加工場では、釣り人による違法駐車や迷惑駐車による通行障害に困っている現状があります。また、釣り人によるものと思われるゴミが残されたり、私有地の物陰や建物の陰でのトイレ行為も確認されています。地域の住民生活や産業の安心・安全や衛生のためにも駐車場やゴミ・トイレの対策を検討する必要があります。

(2) 釣り場環境の維持整備費用について

現在抱えている課題の解決や釣り場の維持管理などサケ・マス遊漁を楽しむための釣り場の環境整備には一定の費用が必要です。これらの費用はサービス受益者である釣り人も負担すべきものです。ライセンス制による遊漁料の徴収や駐車場利用料の徴収など釣り場の環境整備の費用をまかなう仕組みを検討すべきです。

終わりに

現在発生しているサケ・マス遊漁に関する問題の多くは、一般常識やモラルのない一部の釣り人の行動によるものとあわせて釣り人に対する規制やルールが明確に示されていないことが原因であると考えられます。本提言を踏まえ、サケ・マス遊漁に関するルールを自治体が策定し、そのルールの周知・啓発を行うことにより釣り人のモラルが向上することを期待します。しかしながらルール策定後も現状の問題が解決されない場合には、より強制力の強い法的根拠に則った釣り人に対する規制やルールが必要になると考えられることから、他の自治体や水産関係団体と連携して国や道と検討を進めていくことが必要です。

雄大な自然の中で楽しむサケ・マス遊漁は、北海道オホーツク地域ならではの体験型観光コンテンツとして魅力的です。ルールが浸透し本来の健全な釣りが確立した場合には、サケ・マス遊漁と地域との共存により観光資源としての魅力がより高まることが考えられます。

本提言がサケ・マス資源の持続可能な活用に資するとともに地域住民と釣り人の共生と誰もが楽しめる健全なサケ・マス遊漁の確立、そして網走市の活性化に繋がることを期待します。

網走市さけ・ます等遊漁環境対策検討委員会規約

(目的)

第1条

さけ・ます等の遊漁者による迷惑駐車、ゴミの廃棄等が問題となっていることから、遊漁環境及び市民生活の改善を図ることを目的に「現状課題の把握」と「対策の検討」を行い、地元住民および産業ならびに遊漁者が共存するために必要なマナーなどに関する検討を行う。

(検討事項)

第2条 本委員会では、さけ・ます等遊漁環境に係る次の事項を検討する。

- ・現状課題に関する事項
- ・対策の検討に関する事項
- ・網走市長への提言書の作成に関する事項
- ・その他必要な事項

(役員及び会議)

第3条 本委員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員長は会議を招集し会議の議長を兼ねることとする。また、上記以外のことについては委員の合議により決定する。

(委員構成)

第4条 本委員会の構成機関は次のとおりとし、構成員は別紙のとおりとする。

- 東京農業大学生物産業学部
北海道立総合研究機構さけ・ます内水面水産試験場道東センター
網走漁業協同組合
西網走漁業協同組合
北見管内さけます増殖事業協会
網走市観光協会
網走市（農林水産部、建設港湾部）

(オブザーバー)

第5条 本検討委員会は必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は1年とするが再任は妨げない。

(事務局)

第7条 本委員会の事務局を網走市水産漁港課に置く。

(その他)

第8条 所期の目的を達成したときには速やかに本委員会を解散する。

付則

この規約は令和6年5月7日から施行する。

網走市さけ・ます等遊漁環境対策検討委員会 委員名簿

役 職	所 属	職 名	氏 名
委員長	東京農業大学生物産業学部 自然資源経営学科	教 授	笹木 潤
副委員長	網走市農林水産部	部 長	佐藤 岳郎
委 員	北海道立総合研究機構 さけ・ます内水面水産試験場 道東センター	センター長	水野 伸也
委 員	網走漁業協同組合	代表理事組合長	新谷 哲也
委 員	西網走漁業協同組合	代表理事組合長	石館 正也
委 員	北見管内さけ・ます増殖事業協会	専務理事	石塚 治
委 員	網走市観光協会	専務理事	二宮 直輝
委 員	網走市建設港湾部	部 長	立花 学

オブザーバー

- ・オホーツク総合振興局水産課
- ・網走海区漁業調整委員会
- ・オホーツク総合振興局建設管理部
- ・北海道北見方面網走警察署
- ・網走海上保安署
- ・斜里町水産林務課
- ・小清水町産業課
- ・網走市観光課、都市管理課、港湾課
- ・日本釣振興会北海道支部